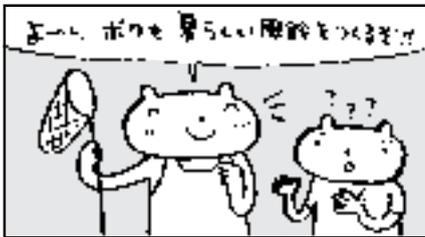




養父地域局保健師
吉田 由佳

水虫の予防

日本における水虫の患者はおよそ2千5百万人とされています。頑固な水虫菌は、一年中いたる所に潜んでいます。水虫の患部から皮膚の一部とともに脱落した水虫菌は死なずに、水虫患者の家庭内や公衆浴場などでその生存が確認されています。まずは、家の中の感染源



をチェックしましょう。一番危険なのが足拭きマット、その他にも浴室のタイル床・トイレのスリッパ・ホットカーペット・こたつの敷き布団などがありません。これらを踏むことにより水虫に感染する場合があります。

水虫は白せん菌というカビの一種が原因です。長い間、水虫を完全に治すのは難しいと考えられてきましたが、現在では優れた治療薬もでき、正しい治療を根気強く続ければ治すことができます。

【水虫予防のチェックポイント】

①入浴は毎日、指の間まで念入りによく洗い、よく乾かしましょう。水虫は不潔にする

と感染しやすくなります。できれば、1日2回の洗浄が理想的です。

②白せん菌は高温多湿が大好きです。汗をかいたり、ぬれた後はそのままにせず、よく乾かすことが大切です。

③靴下や靴も通気性を考えて履きましょう。靴下は吸湿性が高く風通しのいいものを履き、こまめに履き替えることも大切です。洗濯後は裏返しで直射日光で乾かし、履き替えるなど、乾燥を心がけましょう。

水虫は治っても再発しやすい病気です。予防法を守って再発を防ぎ、快適な生活を送りましょう。

シリーズ③

若者定住促進制度って？

5月号で、概要を紹介しました「若者定住促進制度」ですが、6月から奨励金の種類ごとに紹介しています。今回は、「住宅奨励金」について説明します。

共通事項(必須要件です)

①平成16年4月1日以降、要件に該当し、養父市に居住していること

②市税等を納税していること
(市税：市民税、固定資産税、国民健康保険税、行政使用料：介護保険料、水道料金使用料、下水道使用料、幼稚園及び保育所保育料等)

※ただし、地方公共団体等に勤務し、定年適用を受けない方は支給対象となりません。

◎住宅奨励金

平成16年4月1日以降に市内に住宅等(住宅の新築・売買による取得、既存住宅の増築又は改築及びこれらの住宅取得時に引続き所有している宅地)を取得した場合に、これらに課せられる固定資産税の2分の1以内を奨励金として交付します。

なお、奨励金の交付は、最初の固定資産税の課税年度から3年間となり、各年度の交付限度額は10万円となっています。

▼支給要件Ⅱ補助金を受けようとする方が16歳以上40歳未満であること。夫婦共有の場合には、夫婦のいずれかが年齢条件を満たしていること。共有名義人が夫婦以外の第三者である場合は、申請者の持分相当を交付の対象とします。

▼申請Ⅱ交付金の支払いは、年度末に一括して支払いますので、固定資産税の最初の課税年度の終わり(2月中)に申請してください。次年度以降も同様に手続きしてください。

なお、前期全納等にて固定資産税を完納された方は、随時申請してください。

▼必要な書類Ⅱ建築確認許可書(都市計画区域内のみ)、建築平面図、配置図及び位置図、登記簿(土地及び建物)、売買契約書、課税及び納税証明書、住宅完成写真、住民票

平成16年3月31日以前に住宅等を取得された方

合併前の各町住宅対策事業等(合併前の住宅取得等)について、分からない点はお問い合わせください。

■お問い合わせ先

養父市役所企画政策課 Ⅷ 662-7602 または各地域局振興課まで